

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を]

売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38②)。

以下の①～⑬欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	氏名又は名称
適用対象期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	

			事業の区分ごとの計算		
			()	()	合計
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	①	円	円	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100 (経過措置により旧税率が適用される場合は×108/100)	②			
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	③			
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (①+②+③)	④			
	④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ要するものの金額(税込み)	⑤			
	小売等軽減仕入割合 (⑤/④) ※1	⑥	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て	
	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	⑦	円	円	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦×⑤/④)×100/108 ※1	⑧			円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦-⑧)×100/110 ※1	⑨			

※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、小売等軽減仕入割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、①～⑤欄は記載せず、⑥欄に50と記載し、⑧及び⑨欄の金額の計算において、「⑤/④」を「50/100」として計算する。

卸の事業及び小売業に係る課税取引以外	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑩			円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑪			

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑧合計+⑩)	⑫			円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪)	⑬			

※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の①-1D欄へ
※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の①-1A欄へ

※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の①-1E欄へ
※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の①-1B欄へ

- 注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑨欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑧及び⑨欄の合計額を記載する。